

会 議 記 録			
会議の名称	環境市民厚生常任委員会	会議場所 全員協議会室	
		担当職員 小野	
日 時	令和5年12月12日（火曜日）	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 3 時 38 分
出席委員	◎大塚 ○富谷 大西 大石 土岐 梅本 平本 西口（菱田議長）		
理事者出席者	【環境先進都市推進部】山内部長 [資源循環推進課] 鈴木課長、西田施設担当課長、曾我部主幹、宮川資源循環推進係長 【市民生活部】森川部長 [市民課] 坂田課長、福田市民相談係長、中澤受付係長、入江戸籍係長 [保険医療課] 吉田課長、松原高齢者医療係長、的場国保給付係長、下西国保料係長 【健康福祉部】亀井部長 [地域福祉課] 田端課長、中野生活支援担当課長、藤田福祉総務係長、佐藤地域福祉係長 [障がい福祉課] 西山課長、俣野障がい者福祉係長、藤田障がい者支援係長 [高齢福祉課] 松本課長、藤谷副課長、八田副課長、酒井介護保険係長 [健康増進課] 中山課長 【こども未来部】中川部長 [子育て支援課] 川田課長、中村母子事業担当課長、西村子どもファースト推進係長 [保育課] 原田課長、中井保育所担当課長、橋本保育政策係長、谷保育幼稚園係長 【市立病院】田中病院事業管理者、土岐部長 [病院総務課] 吉村課長、巻田管理係長 [医事課] 松野課長		
事務局	井上事務局長、小野主任		
傍聴者	市民13名	報道関係者 1名	議員9名（林、法貴、小林、片山、小川、福井、三上、山本、松山）

会 議 の 概 要

1 開 議

2 請願審査

（１）受理番号１ 物価高騰に見合う年金支給を求める請願

<大塚委員長>

当常任委員会所管の請願、受理番号１ 物価高騰に見合う年金支給を求める請願について、請願者から意見陳述の申し出を受けている。ただ今から意見陳述の機会を設けることとしたいが、異議はないか。

（異議なし）

<大塚委員長>

異議なしと認め、請願者の意見陳述の機会を設けることを決定する。

[請願者（意見陳述者（山本 武氏））、発言席へ]

<大塚委員長>

それでは、物価高騰に見合う年金支給を求める請願について、陳述者による意見陳述、質疑を行う。意見陳述の内容は、要望の趣旨・補足説明とし、陳述時間は10分以内で終了するように、簡潔に願います。

[陳述者意見陳述（趣旨説明）]

～10：09

[質疑]

<大西委員>

説明の中にあつたが、女性の単身高齢者が特に大変である理由とは何か。

<陳述者>

対象者からそのように聞き及んでいる。

<大西委員>

医療の受診控えの実態はあるのか。

<陳述者>

年収が200万円以上の場合、医療負担は2割になるが、年収200万円はすぐに超えてしまう。小さなことに感じるかもしれないが、年収200万円未満の場合は1割負担であり、その倍になることから、実態として医療の受診控えはある。

（質疑終了）

[陳述者 傍聴席へ移動]

<大塚委員長>

請願にあたり、紹介議員となった三上議員、片山議員、大西委員が出席されているので、説明の機会を設けたいと思うが異議はないか。

（異議なし）

<大塚委員長>

異議なしと認め、紹介議員の説明の機会を設ける。

<大西委員>

三上議員、片山議員とともに紹介議員となった私から説明する。現役世代にとっては、年金者の暮らしは遠い未来のように捉えられがちであるが、誰もが年をとり通ってゆく道である。今回の内容は、他人事ではなく皆さんにも考えていただきたい。この状況を改善し、高齢者を救うためには、物価高騰に見合う年金の改善が必要である。

[討論]

<富谷副委員長>

私は請願に対し、不採択の立場で討論する。今回の請願の内容が切実な願い

であり、物価高が長引く中で、年金受給者が緊迫した状況にあることは理解する。陳述された内容もごもっともだと思う。しかし、将来の現役世代の負担を軽減するため、マクロ経済スライドが採用されていることは致し方ないと思う。また、年金の財源は現役世代の保険料で成り立っているが、現役世代の収入が物価高騰に追いついておらず、低所得世帯に向けた給付事業なども進められている中で、物価高騰対策は年金構造に限ったものではなく、幅広い視点で考えていくべきであるため、今回は不採択としたい。

<大西委員>

私は、採択の立場で討論する。今、幅広く考えるべきだという意見があったが、陳述のとおり、現実として、亀岡市民に起こっていることは、深刻な事態だと思っている。それを受け、国に対して意見書を提出することは真つ当な意見であると考え、私は採択してはどうかと考える。

<平本委員>

生活に困窮されている方がおられる現状は理解したが、この内容を取り扱うのであれば、本日の陳情だけではなく、実態のヒアリングや調査を行うなど、深掘りした上で判断するべきであると思うため不採択とする。

[採決]

受理番号 1 挙手 少数 不採択（大西委員 賛成）

（２）建設アスベスト被害の全面解決へ向けた意見書の提出に関する請願

<大塚委員長>

それでは、建設アスベスト被害の全面解決へ向けた意見書の提出に関する請願について、請願者から意見陳述の申し出を受けている。ただ今から意見陳述の機会を設けることとしたいが、異議はないか。
（異議なし）

<大塚委員長>

異議なしと認め、請願者の意見陳述の機会を設けることを決定する。

[請願者（意見陳述者（山本節也氏、伊東純平氏））、発言席へ]

<大塚委員長>

それでは、建設アスベスト被害の全面解決へ向けた意見書の提出に関する請願について、陳述者による意見陳述、質疑を行う。意見陳述の内容は、要望の趣旨・補足説明とし、陳述時間は１０分以内で終了するよう、簡潔に願います。

[陳述者意見陳述（趣旨説明）]

～ 10 : 29

[質疑]

<平本委員>

違法工事が横行する懸念があるということであるが、実態を把握しているのか。

<陳述者>

工期を延長することや事前調査を行うことで、費用は2倍以上になるという声も聞いている。基本的には適正に対策されていると思うが、適正に対応しても誰にもインセンティブが働かないことから、実態を見なかったことにして建物を解体しているという事例があると全京都建築労働組合の会議でも頻繁に報告されている。

<平本委員>

実態を確認することができたが、飛散防止の対策を行わずに解体すると、近隣住民にも被害が及ぶのではないか。

<陳述者>

実際に長野県の保育所で、石綿があるにも関わらず、対策工事を行わなかったため、保育園児が被ばくしたという報道があった。被害は、非常に広範囲に及ぶ可能性があり、何としても避けなければならないと考えている。

<梅本委員>

企業は、当然事前調査や工期の問題を把握した上で、利益が生まれるように金額を設定すると思うが、それを踏まえて違法工事が懸念されるというのはどのような理由があるのか。

<陳述者>

建設業許可を受けている業者は、事前調査及び石綿対策工事を実施されていると思うが、問題はすべての解体改修工事で、調査及び対策を行う必要があるということである。石綿を使用した建物の解体は2030年頃がピークになると言われているが、現場で石綿対策が行われているのか、責任ある体制がとられているのかという部分に懸念がある。

<梅本委員>

発注者及び事業者は法令に基づき業務を管理する必要がある、どちらも責任を問われることになる。その中で、懸念される事項は業界全体で問題解決に向けて取り組む必要があると考えるがどうか。

<陳情者>

結局、周知が重要であると考えており、市民が工事を発注する際には、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会や専門家と連携し、法改正に伴って費用負担が増加することや、工期が延長されることについて周知している。我々は建設事業者を中心に組織している団体でもあるため、団体内でも各ニュースなどで周知を行っている。一方で、意見書にも記載しているが、全国的に問題になっていることであるため、国を挙げた周知などが必要であると考えている。

<大西委員>

建設現場の細かな部分の給付金制度ができたものの、十分ではないという説明であった。給付の対象となる期間などは法律で決められているとのこと

あるが、期間外となっている件数はどのくらいあるのか。

<陳述者>

違法期間で10年間、石綿に暴露するような作業をされている方は満額給付される。10年に満たない場合は給付額が1割減となる。違法期間に該当しない場合は給付されない。違法期間は平成16年までであるため、それ以降で給付の対象になる方は少ないと考えるが、昭和49年までに石綿暴露作業されていた方は一定数おられるが、給付の対象となっておらず、現在は高齢になり病気に苦しんでおられる。

<平本議員>

レベル1だけではなく、レベル2、レベル3も給付の対象にするなどと記載があるが、それぞれどのような状態なのか。

<陳述者>

石綿建材は、飛散の危険性に応じてレベルが設定されている。1番飛散の可能性が高いものが、いわゆる吹き付け材である。吹き付け材は、少しの振動で落ち、飛散してしまうという非常に危険なものである。レベル2は、いわゆる保温材や断熱材と言われるもので、これも飛散しやすいものである。レベル3は成形版と言われるものでボードに練り込まれたものである。木造家屋では、レベル3がよく使われている。亀岡市ではなかったと思うが、京都市では、除去する工事に対して調査費用として助成金が設定されている。同様の助成制度がある自治体は少なくない。2030年をピークとした解体工事は、木造家屋が中心となる。そこで適切な費用助成を創設しなければ、違法な工事が横行してしまい、周辺住民に非常に重大な被害が生じてしまう可能性もあるため、請願ではレベル3までとしている。

<西口委員>

空き家を解体する費用が高額であるため、現状のまま放置して、建物が崩壊してから片づけるという話を聞いたが、実際に経済的な負担が理由で発注できない状況があるのか確認したい。

<陳述者>

実態は把握しづらいが、適正に石綿対策工事をすることによって費用が増大し、なかなか解体できないという状況はあると思う。

<梅本委員>

業界全体に対する教育が重要であるとのことであったが、どのような形で周知や教育を行ってこられたのか。また、今後、勉強会や研修会を実施する予定はあるのか。

<陳述者>

石綿を取り扱う現場においては、作業員全員に石綿の特別教育を受けさせており、各現場には石綿作業主任者を1人配置している。石綿作業主任者を配置するために、組合でも2つの技能講習特別教育に積極的に取り組んでおり、通算で約1万人が石綿作業主任者になっている。

(質疑終了)

[陳述者 傍聴席へ移動]

<大塚委員長>

請願にあたり、紹介議員となった福井議員、齊藤議員、三上議員が出席されているので、説明の機会を設けたいと思うが異議はないか。

(異議なし)

<大塚委員長>

異議なしと認め、紹介議員の説明の機会を設ける。

<福井議員>

本陳情の本質は、質疑していただいたとおりであると思っており、陳述者にもしっかりと答えていただいたので、今後の方向性などについては一定理解した。この問題については、国が実施してもよいといったことに対して被害が出ているため、しっかり救済していただくことが大切であると考えている。この要望は、悪意のある違法建築者や発注者が、適切な処理をせず解体に係る費用を削減するということがないように補助制度を設けてほしいというものであるため、その点を考慮していただきたい。

[討論]

<平本委員>

建設アスベスト被害者の救済については、過去に本市議会からも意見書を提出している。福井議員から説明があったように、国の政策で行ったことで、現状としてこのような被害が出ていることから、国にもしっかりと対応してもらわないといけない。この話を聞く限り、補助制度も設けていく必要があると思うため、私は採択でよいと考える。

<梅本委員>

これから懸念される課題などを踏まえ、衛生費用の助成制度などの必要性を感じているため、私は採択したいと考える。

[採決]

受理番号2 挙手 全員 採択

<大塚委員長>

次に、採択した請願の趣旨に沿った意見書について協議する。請願者から意見書案が添付されているが、請願の趣旨を鑑み、意見書案のとおり、本常任委員会から委員長名で発議することに異議はないか。

(異議なし)

<大塚委員長>

委員長名で発議を行うこととする。字句などの整理については、正副委員長に一任していただく。なお、送付先は、衆参両院議員議長、内閣総理大臣、関係大臣に送付することに異議はないか。

(異議なし)

<大塚委員長>

それではそのように取り計らう。以上で請願の審査は終了した、これより付

託議案について審査を行う。

[理事者入室] 市立病院

(1) 第7号議案 令和5年度亀岡市病院事業会計補正予算(第1号)

<病院事業管理者>

(あいさつ)

<病院総務課長>

(資料に基づき説明)

～11:17

[質疑なし]

[理事者退室] 市立病院

[理事者入室] 環境先進都市推進部

(1) 第1号議案 令和5年度亀岡市一般会計補正予算(第5号)

<環境先進都市推進部長>

(あいさつ)

<各所管課長>

(資料に基づき説明)

～11:23

[質疑]

<大石委員>

債務負担行為について、資源化推進事業等業務経費1億160万2,000円のうち、大阪湾フェニックスセンターへ運搬する費用とプラスチックの中間処理にかかる経費の内訳は。

<資源循環推進課施設担当課長>

大阪湾広域廃棄処理は4,539万6,000円であり、残額が中間処理などに関する経費である。

[理事者退室] 環境先進都市推進部

[理事者入室] 市民生活部

(1) 第1号議案 令和5年度亀岡市一般会計補正予算(第5号)

<市民生活部長>

(あいさつ)

<各所管課長>

(資料に基づき説明)

～ 11 : 32

[質疑なし]

(2) 第12号議案 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

～ 11 : 36

[質疑なし]

(3) 第2号議案 令和5年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

～ 11 : 45

[質疑]

<大西委員>

職員人件費が10人分減額となっているが、その詳細は。

<保険医療課長>

職員人件費については、当初予算編成時の体制に基づき積算しているため、
4月の人事異動により実際の金額と差が出ることから補正を行うものである。

(4) 第4号議案 令和5年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第1号)

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

～ 11 : 50

[質疑なし]

[理事者退室] 市民生活部

< 休憩 11 : 51 ～ 13 : 00 >

[理事者入室] こども未来部

(1) 第1号議案 令和5年度亀岡市一般会計補正予算(第5号)

<こども未来部長>
(あいさつ)
<各所管課長>
(資料に基づき説明)

～ 13 : 21

[質疑]

<大西委員>

木育ひろば利用料と市民料金の差額はどのように補填するのか。

<子育て支援課長>

市民割引によって事業が赤字になった場合は、事業者に対して市が補填する。

<大西委員>

市民割引を行ったが、多くの利用があり赤字にならなかった場合は補填されないのか。

<子育て支援課長>

そのとおりである。

(2) 第13号議案 亀岡市立認定こども園条例及び亀岡市立保育所条例の一部を改正する等の条例の制定について

<保育課長>

(資料に基づき説明)

～ 13 : 32

[質疑なし]

(3) 第14号議案 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

<保育課長>

(資料に基づき説明)

～ 13 : 36

[質疑なし]

[理事者退室] こども未来部

[理事者入室] 健康福祉部

(1) 第1号議案 令和5年度亀岡市一般会計補正予算(第5号)

<健康福祉部長>

(あいさつ)

<各所管課長>

(資料に基づき説明)

～ 13 : 54

[質疑]

<梅本委員>

法内扶助費が増加しているのは、コロナの影響で生活保護の利用者が増えて
いるということなのか。

<地域福祉課生活支援担当課長>

今回の補正予算では、法内扶助費のうち、医療扶助費と介護扶助費を増額するものである。生活保護の利用者数は減少傾向にあったが、令和3年度から増加傾向にあり、現在も同様の状況である。扶助費総額に占める医療扶助費の割合は55%を超えており、その中で高齢者世帯が全体の6割を占めている。医療扶助費は、その時々々の生活環境などの影響を大きく受けるものであり、大規模なインフルエンザなどが流行した際には、想定を超えて高い伸び率を示したこともあった。現在の状況としては、高齢化やコロナ禍以降の生活環境の変化、受診控えの解消などの影響によって増額傾向である。介護扶助費が増額している要因としては、令和5年3月1日に要介護1以上が入居条件とされている住宅型有料老人ホームが新たに開設されたことが大きいと考えている。この施設は定員が33人、居室総数が33室である。令和5年10月時点で23人の方が施設を利用されているが、このうち21人は、亀岡市外から新たに転入された方であり、そのようなことが例年と比較して増額している理由の一つになっているのではないかと考えている。

(2) 第3号議案 令和5年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

～ 14 : 08

[質疑なし]

[理事者退室] 健康福祉部

[委員間討議なし]

< 休 憩 14 : 10 ～ 14 : 22 >

4 討 論～採 決

[討論]

<大西委員>

債務負担行為について、議案には賛成するが、木育ひろばを運営するにあたっては、利用者のニーズを把握する中で、事業者に対する運営経費の補填が

発生しないよう、注視していく必要がある。

[採決]

第 1 号議案	挙手	全員	可決
第 2 号議案	挙手	全員	可決
第 3 号議案	挙手	全員	可決
第 4 号議案	挙手	全員	可決
第 7 号議案	挙手	全員	可決
第 12 号議案	挙手	全員	可決
第 13 号議案	挙手	全員	可決
第 14 号議案	挙手	全員	可決

[指摘要望事項なし]

5 議会だよりの掲載事項について

<土岐委員>

別院保育所、保津保育所、市立幼稚園保育園がこども園になることを周知してはどうか。

<西口委員>

土岐委員の内容に関連して、保育所ごとの特色などもアピールしてはどうか。
もう 1 点は、国民健康保険に加入されている方が出産した場合、産前産後期間に係る保険料額を減免する内容を掲載してはどうか。

<大塚委員長>

この内容としてよいか。

—全員了—

6 行政報告

(1) 第 3 期亀岡市地域福祉計画中間見直しについて

<健康福祉部長>

(あいさつ)

<地域福祉課長>

(資料に基づき説明)

～ 14 : 50

[質疑なし]

(2) 第 7 期亀岡市障がい福祉計画の策定について

<障がい福祉課長>
(資料に基づき説明)

～ 15 : 01

[質疑なし]

(3) 亀岡市いきいき長寿プランの策定について

<高齢福祉課長>
(資料に基づき説明)

～ 15 : 16

[質疑]

<大塚委員長>

亀岡市の現状から見える課題として、支える側と支えられる側という関係を
超えた支援体制とあるが具体的にはどういう関係なのか。

<高齢福祉課長>

これまで65歳以上の高齢者になった場合は、基本的に支えられる側だとい
う認識であったと思うが、支えられているだけではなく、その方が誰かの力
になることもあるのではないかと、そういった社会づくりをすることが、最終
的にはお互いが本当に幸せになれるのではないかと考えている。

(4) 第2期亀岡市自殺対策計画の策定について

<地域福祉課長>
(資料に基づき説明)

～ 15 : 28

[質疑]

<梅本委員>

若年層への啓発や多機関で連携する重層的な支援などについて、どのように
取り組むのか。

<地域福祉課長>

学校に直接介入して支援を行うことなどはないが、世帯全体として課題があ
るような場合もあり、必要な時にしっかりと関係機関と連携を図り、役割分
担しながら支援を行っていくことが必要であると考えている。学校現場で行
っている、様々な取組も情報共有し、重層的支援体制整備事業の取組を活用
し、包括的な支援を進めていきたいと思っている。また、国が設置している
SNSを活用した相談窓口の周知などが情報共有できる体制を整備してい
きたいと考えている。

(5) 亀岡市低所得世帯支援給付金事業（物価高騰対応）について

<地域福祉課長>

(資料に基づき説明)

～ 15 : 31

[質疑なし]

[理事者退室] 健康福祉部

<大塚委員長>

次回は、12月18日(月)に委員長報告の確認などを行う。

散会 ～ 15 : 38